

(女性活躍推進法)

# 社会福祉法人五蘊会 行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備のため、次のように行動計画を策定する。

## 1 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年0ヶ月間）

## 2 内容

目標1：計画期間内において、産前産後休業（産休）や育児休業（育休）、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 令和4年 4月～ 産休及び育休を希望する女性職員、育休を希望する男性職員を対象に説明を随時実施
- 令和4年10月～ 関係法に基づく諸制度の調査
- 令和5年 4月～ 管理職（リーダー職以上）を対象に研修会を開催し説明を実施
- 令和5年10月～ 法人の各拠点へ産休及び育休、男性の育休及び子の看護休暇取得推進の資料を配布

目標2：計画期間内において、現在実績が0%である男性職員の子の看護休暇取得を推進し、1名以上の取得を目指す。

### <対策>

- 令和4年 4月～ 扶養家族の追加（新生児の新規登録）対象職員に対しての個別説明の随時実施
- 令和4年 4月～ 対象児のいる職員についても、子の看護休暇が取得出来ることを随時説明し、取得を促す

策定日

令和4年3月30日

長崎県長崎市琴海戸根町743番地47

社会福祉法人 五蘊会

理事長 浦川 末子